

高齢者等見守り協力事業者登録制度

高齢者等見守り協力事業者登録制度は、事業者の方が、事業活動を通じて高齢者・障がい者等の要援護者や社会との接点が少ない方々（以下「高齢者等」という。）の異変（配達したものが手付かずで残されているなど）を察知した際に、行政等に連絡し安否確認を行うなど、高齢者等の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政と事業者の皆様が連携して、高齢者等の見守りをする制度です。

1 異変を察知したら？

(1) 緊急時は迷わず消防・警察へ！

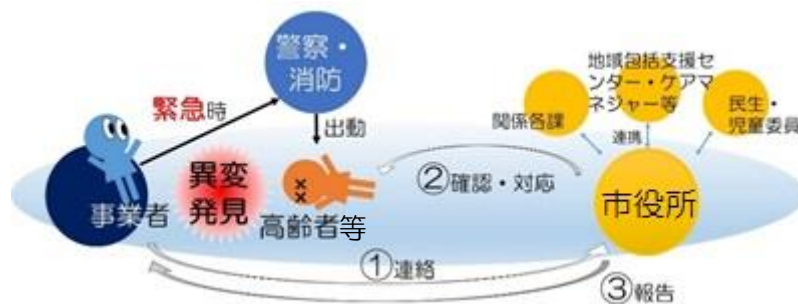
生命・財産に関わるような緊急時は、人命尊重の観点から、すぐに消防署や警察署への連絡をお願いします。

(2) 状況把握（できる範囲でお願いします）

事業活動を通じて高齢者等の何らかの異変を察知した場合、緊急連絡先や隣近所に確認するなど、できる範囲で状況の把握をお願いします。

(3) 必要に応じ生駒市福祉政策課へ

(2) で状況を確認した結果、市への通報が必要と判断したとき又は状況を把握できないときは、生駒市福祉政策課（☎0743-74-1111）へ連絡（図①）をお願いします。



2 異変とは？

例えば…

安否に関すること

- (1) 配達したもの（飲料、弁当など）が手付かずのまま残されている
- (2) 連絡がなく、配達物、新聞等が郵便ポストや玄関等にたまっている
- (3) 照明が何日間も継続して点いている、又は消えている
- (4) 室内にいたことが明らかであるにもかかわらず、応答がない
- (5) （外出の形跡が無く）雨戸が何日間も閉まり続けている
- (6) 同じ洗濯物が何日も干されている
- (7) 室内から異臭がする

消費者トラブルに関すること

- (1) 身なりに変化があった
- (2) 資産運用などの話題や羽振りの良い話が多くなった
- (3) 買い物や配達時に、お金の勘定ができない、同じものを頻繁に購入している
- (4) 配達物を届けたときに、頼んだ覚えがない商品だと不審がる
- (5) 見慣れない段ボールや商品が頻繁に置かれている
- (6) 居室や居宅のリフォームが頻繁に行われている
- (7) 見慣れない人の出入りや車の駐車がある
- (8) 見慣れない人が家に入出入りするようになった

必要な支援が届いていない可能性がある

- (1) 顔色が悪い、急激に痩せてきているなど具合が悪そうに見える。

- (2) 契約したことを覚えていないなど認知症の傾向がある。
- (3) 引きこもっている息子・娘に困っている。
- (4) 家の周りが荒れ放題になっている。
- (5) ごみの分別ができていない。ごみを溜め込んでいる。
- (6) 家の中から怒鳴り声が聞こえている。

3 連絡先は？

- ★ **生命・財産に関わる緊急通報**が必要と判断した場合は、
 - ・ **生駒警察署（ ☎ 110 ）**、
 - ・ **生駒市消防本部（ ☎ 119 ）**へ
- ★ **消費生活上の異変**を察知したときは、
 - ・ **生駒市消費生活センター（ ☎ 0743-73-0550 ）**へ
- ★ **その他通報**が必要と判断したとき又は状況を把握できない場合は、
 - ・ **生駒市福祉政策課（ ☎ 0743-74-1111、内線7221 ）**へ

4 登録の手続きは？

高齢者等見守り協力事業者登録制度の趣旨に賛同し、ご協力いただける場合は、市への登録が必要となります。以下の手続きで登録をお願いします。

- (1) 「高齢者等見守り協力事業者登録届」(様式第1号)を生駒市福祉政策課に提出してください。
- (2) 上記届を提出された事業所に、「高齢者等見守り協力事業者登録証」(様式第3号)と「ステッカー」を交付します。店舗など分かりやすい場所に掲示してください。ご了承いただいた場合は、事業所等の名称などを市ホームページ等で公表します。
- (3) 登録内容の変更や、辞退されたい場合は、生駒市福祉政策課にご連絡ください。

5 個人情報の取扱は？

個人情報保護法で、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、あらかじめ本人の同意を得なくても情報提供が可能とされています。(個人情報の保護に関する法律第23条第1項第2号)

生駒市は、消費者安全確保地域協議会(みまもりネットワーク)を設置し、高齢者等見守り協力事業者を構成員に位置づけています。みまもりネットワークの構成員は、消費生活上の異変に関する情報について、本人同意が得られない場合であっても、みまもりネットワーク内に限り対象者に関する個人情報の提供が可能となります。(消費者安全法第11条の4第3項、生駒市消費者安全確保地域協議会設置要綱第3条)

また、個々のケース対応においては、関係者で守秘義務を遵守するようお願いいたします。(高齢者等見守り協力事業者登録制度実施要綱第8条)

6 お願いしたいこと(可能な範囲でお願いします)

- (1) 普段からできるだけ利用者の方の緊急連絡先の把握をお願いします。
- (2) 利用者等へ「見守りに関して、異変確認時は消防・警察・行政等へ連絡する」ことの周知をお願いします。
- (3) 利用者等へ専門機関や地域(近隣の方や民生・児童委員等)の方とのつながりをできるだけ持っていただくことを勧めていただきますようお願いいたします。